

第 21 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 7 年 3 月 6 日（木）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村民センター 大会議室
- 3 議 事

議案第 1 号	農地審議	農地法第 3 条関係 （所有権移転）について
議案第 2 号	農地審議	農地法第 3 条関係 （賃貸借権設定）について
議案第 3 号	農地審議	農地法第 5 条関係について
議案第 4 号	農地審議	農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細について
議案第 5 号	農地審議	農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
 - ①令和 7 年度からの農業委員会活動等について
 - ②農地利用集積等促進計画（案）について
 - ③農地あっせん事業について
 - ④令和 6 年度の最適化活動の点検・評価について
 - ⑤令和 7 年度の最適化活動の目標設定について
 - ⑥南箕輪村第 6 次総合計画について
 - ⑦その他
- 5 その他
 - ①情報提供
 - ②会長又は会長代理不在時の農業委員会の体制について
 - ③当面の日程について
 - ④その他

7 出席農業委員（10名）

堀 敬一	征矢昌博	小林美晴	唐木義秋
原 聡美	太田和也	唐澤 忠	城田忠志
伊藤良夫	唐澤喜廣		

8 欠席農業委員

倉田明彦			
------	--	--	--

9 議事録署名委員

城田忠志	堀 敬一
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	山口美咲	農政係長	鈴木達也
事務局	小町谷 悠		

伊藤会長代理	開会 本日の出席状況でございますが、倉田明彦委員が都合により欠席との連絡がありました。他は、農業委員、農地利用最適化推進委員、皆さん出席されております。会議規則第6条の規定により、過半数の出席となっておりますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から、第21回農業委員会の総会を開会いたします。
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議 長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名委員には、城田忠志委員と堀敬一委員を指名します。
事 務 局	1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告 2件 12筆
議 長	報告事項①、番号6-50、番号6-51については、どちらも相続の届出ということでございます。質問・ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	それでは、報告事項①の案件については、受理するという形でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	ありがとうございます。では、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号6-50、及び、番号6-51の2案件を受理と致します。
事 務 局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告
議 長	3件 3筆 報告事項② 番号6-35から番号6-37について、皆さんからの質問・ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ありませんか。では、解約の通知でございますので、こちらについても受理するということでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。ありがとうございます。では、報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について、番号6-35、番号6-36、番号6-37の3案件を受理とします。
事 務 局	③農地所有適格法[]の設立について報告

議 長	はい。農地所有適格法人の設立について説明いただきましたが、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	法人設立についての届出があったということですので、受理する形でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、報告事項③ 農地所有適格法人の設立についてを、受理いたします。 報告事項は以上となります。
議 長	2 議事 続いて、議事に移ります。
議 長	議案第1号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)について審議を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	朗読 上程 1件 1筆
議 長	はい。ありがとうございました。では、議案第1号 番号6-26の案件について、地区担当の原聡美委員より、補足説明がありましたら、お願いいたします。
原聡美委員	経緯としましては、譲渡人[]のご主人が主に耕作されていましたが、[]5年ほど前から譲受人[]がお手伝いをされていた土地となります。その後、[]が譲渡人[]が相続されましたが、[]どなたかに贈与したいとの意向をお持ちでした。譲受人[]がお手伝いしていた土地ですし、近くの農地の耕作もされていますので問題ないかと思います。宜しく願いいたします。
議 長	はい。農地法第3条の所有権移転の関係でございます。ご質問等、ございますか
唐澤忠委員	「贈与」による所有権移転ということですが、贈与税の関係、税額控除などはどのようにになっているか教えていただけますでしょうか。
酒井文代委員	農振地区になりますので、贈与税や税控除の枠組みからは外れているかと思います。
唐澤忠委員	贈与に限った話ではないと思いますが、土地の評価額が高く、標準となっている相場での売買単価との乖離が大きい場合、実際の土地の譲渡しや売買はどのようになるのかを知りたいと思い、質問させていただきました。
酒井文代委員	まずは、農地法第3条での所有権移転については農業委員会での許可が必要になりますので、評価額と売買単価の乖離があった場合には、許可が下りた後、譲渡人・譲受人双方で金額等についての話し合いになるのではないかと思います。

唐木義秋委員	税金に関する問題ですので農業委員会での審議とは別の話になると思いますが、例えば、評価額 500 万円という土地があり、双方の話し合いで「贈与」という形になって金銭のやり取りがなかった場合、贈与税や不動産取得税といった税法上の処理はどのようになされるのでしょうか。
議 長	近隣の土地の取引額が参考にされるものと思いますが、税金についての問題になりますので、事務局に確認をお願いしたいと思います。
事 務 局	はい、分かりました。確認し、後日報告させていただくようにしたいと思います。
議 長	お願いします。では、贈与税等に関しては事務局で調べていただき、次回総会の場で報告いただくよう進めるようにいたしますが、こちらの番号 6-26 の案件については許可するという形でご異議ございませんでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは、議案第 1 号 番号 6-26 の案件についてを許可といたします。
	続いて、議案第 2 号に移ります。
	議案第 2 号 農地審議 農地法第 3 条関係（賃貸借権設定）についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	朗読 上程 3 件 4 筆
議 長	はい。では、こちらの 3 件を一括して、地区担当の唐木義秋委員、補足説明をお願いします。
唐木義秋委員	「ふれあい農園」については、近隣の圃場整備以降、気軽に農業に触れられる場所として、村民に利用して貰ってきたという経緯がございます。長い歴史のあるものですので、土地所有者の皆さんには、今後も是非、継続して提供していただきたいと思います。
議 長	はい。唐木委員から補足説明をいただきましたが、皆さんから質問等ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	貸渡人に対する賃借料はどのぐらいになりますか。
事 務 局	西天竜幹線水路の [] 金額と合わせている形だと承知しています。
議 長	[] 分かりました。皆さんから質問がなければ、こちらの 3 案件を可としたいと思います。よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは、議案第 2 号 番号 6-27、番号 6-28 番号 6-29 の 3 件を可と致します。
	続いて、議案第 3 号に移ります。
	議案第 3 号 農地審議 農地法第 5 条関係についてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局	朗読 上程
議 長	6件 7筆
酒井文代委員	はい。では、議案第3号 番号1の案件について、地区担当の酒井文代委員、補足説明をお願いいたします。
	位置図については、資料の21ページをご覧ください。申請地
	はピンク色に塗られた部分で、譲受人
	が住宅を建てる予定地になります。元々は、ピンク色の部分とその南側の黄色の部分を併せた
	土地が譲渡人
	の自宅で、今回申請されたピンク色の部分
	は、譲渡人が家庭菜園として利用するために農地として残されていた形
	となります。
	申請地
	とその南側を合わせ、一帯での利用を計画しているようです。特に
	問題はないかと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	はい。酒井委員から補足説明をいただきましたが、質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問がなければ、許可するということにしたいと思いますが、よろしいで
	しょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第3号 番号1の案件を可とします。
	続いて、番号2の案件ですが、こちらは私の担当となりますので補足説明
	をさせていただきます。位置図は23ページになります。
	申請地
	の北側一帯は、既に住宅が多く建っ
	ているような状況で、上下水道も完備されています。譲受人
	のお宅が手狭になってき
	たため、この申請地に新しく住宅を建てられるということのようでござい
	ます。特に問題はないだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします
	します。皆さんから、ご質問等ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	では、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは、議案第3号 番号2の案件を可と致します。
	次に、番号3の案件となります。こちらの補足説明を小林美晴委員、お願
	いします。
小林美晴委員	位置図は、総会資料の25ページとなります。こちらは宅地化がだいぶ進ん
	でいるエリアになります。申請地の西側にはマンションが建ち、北側は草
	刈りだけは行われているような農地です。維持管理にも労力が必要となる
	点、また、南側の住宅地へ水が漏れてしまうことが多く、迷惑が掛かって
	しまうと、譲渡人
	も土地の扱いに悩まれていたようです。
	譲受人は
	8区画の宅地分譲地として利用する
	予定のようです。

議 長	はい。小林委員から補足説明をいただきましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	8区画の分譲地とする計画のようですが、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第3号 番号3の案件を可と致します。
	続いて、番号4の案件です。こちら私の方から補足説明をさせていただきます。総会資料の27ページが位置図になります。申請地のすぐ東側には住宅が迫ってきておりますし、吹上線を挟んだ南側一帯は既に住宅地となっています。2種農地の判断ですが、止むを得ないかとも思います。譲受人が[REDACTED]特定建築条件付き売買予定地として転用するものです。今のところ問題ないだろうと考えておりますが、3ヶ月の期間内に建築主との売買契約が結ばれるのか、注視していく必要はあると考えています。皆さんから、ご質問等ございますか。
堀敬一委員	この辺り、吹上線周辺の農振農用地を教えてください。
事 務 局	吹上線に面している農地に関しては白地となり、基本的に農振から外れていますが、その先、南北一帯は農振エリアとなっています。
堀敬一委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	他にありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問がないようでしたら、こちらの番号4の案件を可としたいと思います。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第3号 番号4の案件を可とします。
	次は番号5の案件ですが、隣地が番号6の案件となりますので、2件合わせての補足説明を、小林美晴委員からお願いします。
小林美晴委員	はい。先程、会長が言われたように、こちら特定建築条件付き売買予定地となります。番号6の案件ですが、すぐ近くに高圧電線が通っておりますけれど、中部電力との話は済んでいて許可は得ているようです。
議 長	皆さんから、ご質問等はございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	先程も触れましたが、3ヶ月以内に建築契約が結ばれて工事が始まるか、進捗の確認をお願いしたいと思います。
小林美晴委員	はい。
議 長	では、番号5・番号6の案件についてを可としたいと思います。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。議案第3号 番号5・番号6の2案件を可とします。
	続きまして、議案第4号に移ります。

	議案第4号、農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議案と致します。
事務局	朗読 上程 18件 30筆
議長	はい。ポイントを絞って詳細の説明をしていただきましたが、それ以外のところを含め、皆さんからご質問はございますか。
唐澤忠委員	賃借料が他と比べて高額となっている案件がありますが、金額に間違いはないでしょうか。
酒井文代委員	こちらについては、以前からの経緯でこのような金額となっていますが、今後、金額の交渉を進めていく予定です。
唐澤忠委員	分かりました。
議長	他にございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問がないようでしたら、議案第4号については可とする形でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい。それでは、議案第4号 番号6-265から番号6-282まで、18件30筆の全てを可といたします。
	続きまして、議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 5件 9筆
議長	はい。ありがとうございます。ただ今、事務局から説明のあった通りでございしますが、番号6-283、番号6-284、番号6-285の3案件については、 [REDACTED] [REDACTED]事務局にて対応していただきました。この案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい。それでは、番号6-283、番号6-284、番号6-285についてを可と致します。続いて、番号6-286と番号6-287は、 [REDACTED] [REDACTED]酒井文代委員が担当されておりますが、補足説明はありますか。
酒井文代委員	特にはございませんが、この先の売渡しについては、先程の報告事項にありました農地所有適格法人[REDACTED]へのあつせんが予定されています
議長	はい。分かりました。番号6-286、番号6-287について、可とする形でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、議案第5号 番号6-286、番号6-287の2案件を可と致します。

	議事は以上になります。 (休憩：14：25 再開：14：35) 3 協議事項 ①令和7年度からの農業委員会活動等について ・来年度以降に実施される制度改正、地域計画の見直し等の農業委員会組織を巡る情勢について、長野県農業会議作成の資料を示しながら説明。併せて、総会運営や活動記録のまとめ方等、今後の農業委員会活動に関わる案件について事務局案を提示し、協議を依頼。
事務局	
議長	・補足説明をする。 事務局からの説明について、皆さんから質問等ございましたらお願いします。
唐澤忠委員	農業会議作成の資料の中で、令和7年度以降の地域計画の取組についての項目がありましたが、計画の周知についてどのように進めていくか、また、話し合いで出された課題の解決に向けた動き、誰がいつ何をするのか、その2点についてのお考えを聞かせてください。
農政係長	地域の皆さんにどのように知らせていくかという点ですが、検討委員会や農業委員会の委員さんと協議を重ねる必要があると考えています。地区の皆さんが集まる場で、今の計画がどのようなになっているかを説明して意見を聞く方法がまずは考えられますが、皆さんからのご意見をいただければと思います。また、昨年のお話し合いの場でも出された様々な具体的な課題について、その解決策はどうなっているのかという点ですが、農業委員会としての提案書を作成するということも解決に繋がる方法かとも思います。ただ、地域計画は、それらの課題についてひとつずつ解決していきましょうというものではありません。解決のために、いつ、誰が、どのようにして、という具体的な計画を立てて実行するというものではなく、課題を地域の皆さんと共有し、解決策について地域の中で考えていただくことが目的となっているものですので、ご理解いただければと思います。
唐澤忠委員	課題については地域が主体となって取り組まなければならないということでしょうか。
農政係長	地域計画によって課題が浮かび上がり、共有できたので、次のステップとしては、その課題について土地改良区と話し合いをする、要望を村へ挙げる、といった地域内で実施する取り組みのきっかけにさせていただきたいと考えています。
事務局長	今、唐澤忠委員から出されたご意見のように、話し合いの場で挙げた課題はどうなっているのか、という話は当然出てくると思います。それらの課題について、こういう解決に向けた方法があります、その方法は難しいですといった、提案などは行政として可能かと思います。それを参考に、地

議 長	域の皆さんがどのように具体的計画を練っていくのかを継続的に話し合っていたで、そんな形になるかと思ひます。地域計画そのものについては、今後どのように見直し、地域の皆さんにどのように役立てていただくのか、4月以降、また農業委員の皆さんの意見を聞きながら進めていきたいと考えていますので、宜しくお願ひいたします。
委員一同 議 長	地域計画は、あくまでも、挙げられた課題について具体的解決策を探る性格のものではありませんので、地域の課題については、地域の中で長いスパンで考えていくしかないのではないかと思います。他に、ご意見ございませんか。 (特になし) 地域計画につきましては、10年後の耕作者を決めていくことも大事ですが、農地の集約化をどのように進めていくべきかという点も大きな課題だと感じていますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。 ・協議の結果、総会運営等、令和7年度からの農業委員会活動等については、事務局案の通りに進めていくことで了承。
事 務 局	②農地利用集積等促進計画（案）について 6件 15筆 ・農地の売買・貸借について、利用権設定の制度が今年度で終了となることから、今後は中間管理事業による貸借が中心となり、それにあたり、事務作業に変更が生じることを改めて説明。また、その手順について案内。 ・今後の中間管理事業での貸借において、事務作業上必要となる資料の様式（農地中間管理事業農用地集積等促進計画整理簿）を示し、詳細を説明。併せて、実際の案件についても説明し、議案として上程する前段として必要となる農業委員会での意見聴取について、協議を依頼。
議 長	・補足説明をする。 皆さんから質問がございましたら、お願ひします。
酒井文代委員	これまで、中間管理事業の貸借については口頭で情報のやり取りを行っていたのですが、今後も口頭で行うのでしょうか。
事 務 局	農業開発公社では、整理簿に纏める前の情報を記す専用の様式というものを用意していませんので、こちらで独自に作成する必要があります。その検討も進めていますが、それが纏まるまでは、これまで通りとなります。早めに結論を出したいと考えています。 ・協議の結果、申し出のあった中間管理事業での農地の貸借、その各案件について、農業委員会での意見聴取においては「特段の問題はない」として、了承。 ③農地あっせん事業について 3件 9筆

事務局	・来年度以降、農地あっせん事業についても、中間管理事業の貸借と同様に農業委員会での協議を経て売買へ進める必要があることを案内。これまでの「あっせん選定調書」に変わるものとして、農業開発公社の様式で纏めたあっせん資料を示し、説明。 ・農地所有者が県外在住者の案件については、現地確認を省略し、書類のみの手続きで進めること、また、所有者にも了承を得ている旨を案内。 ・補足説明をする。
議長	・協議の結果、全ての案件で特に問題はなさそうなため、可として、あっせん事業を進めていくこととする。
事務局	④令和6年度の最適化活動の点検・評価について ・農業委員会の各委員が日々行うべき最適化活動について、今年度の点検と評価を行っていくこと、また、各委員に配布したタブレット端末による活動実績の入力について、確認点・注意点を案内。協議を依頼。
議長	・補足説明をする。
唐木義秋委員	皆さんから、質問・ご意見をお願いします。 タブレット端末の使用についてお訊きします。来年度以降の活動実績の入力については、これまでの用紙へ記入しての提出ではなく、タブレット端末を使用した入力へ、皆が統一するという認識でよろしいでしょうか。
事務局	強制はできませんので、徐々に、タブレットでの入力に移行していただければと考えています。
唐木義秋委員	初めのうちは入力に時間が掛かるかもしれませんが、我々、事務局双方の事務効率化のためにも、4月から統一すべきではないでしょうか。私もタブレットの使い方を理解できるのか不安がありますが、それを乗り越えていかなければならないと考えています。
議長	使い方が解らなければ、事務局職員が丁寧に教えてくれますので、各委員それぞれで努力してください。ペーパーレスや負担軽減のためにも、4月からは、タブレットでの活動実績入力に統一していくという方向でいかがでしょうか。
委員一同	(異議なし)
事務局	タブレットのシステム自体も完全ではない状態で委員の皆さんには提供しておりますので、来年度中には完全にタブレットへの移行ができるよう、事務局としても考えていきたいと思えます。 ・協議の結果、活動実績の入力については、4月以降、極力タブレット端末での入力に移行していくことと了承。
事務局	⑤令和7年度の最適化活動の目標設定について ・来年度の目標設定における事務局案を示し、来年度における変更点、また事務局作成の文言や設定値等の詳細について説明。協議を依頼。

議 長	・補足説明をする。
唐木義秋委員	皆さんから質問がございましたらお願いします。
事 務 局	この設定した目標がクリアできなかった場合には、ペナルティが課されるのでしょうか。
議 長	最適化活動交付金の交付額に影響があります。
	ペナルティがあるかどうかは問題ではありません。何故、月毎の活動日数を10日に設定しているかというと、日々の活動の中、定期的に農地を見回することで異変を見つけ、新たな遊休農地を発生させないという大命題があるためです。そのことを強く心に刻んで活動をお願いしたいと思います。
	・協議の結果、事務局案通りの目標設定とすることで、了承。
事 務 局	⑥南箕輪村第6次総合計画について
	・南箕輪村の最上位計画であり、行財政計画、村づくりのための行動指針となる総合計画について、農業委員会においては、遊休農地の面積縮小という将来目標が課せられていることを説明。現況では第5次計画の目標値をクリアできているものの、数値自体は横ばいが続いていることを案内。
	・新たに策定する第6次計画の中で、農業委員会における目標設定を如何にすべきか、提示した事務局案の検討も含め、協議を依頼。
議 長	・補足説明をする。
	・協議の結果、事務局の示した遊休農地面積6.0ha（現状値：6.3ha）を目標値とすることで了承。
	⑦その他
	・協議すべき事項、特になし。
	4 その他
	①情報提供
事 務 局	◇雇用就労資金の案内
	・別途資料を示し、令和7年度の要件変更点等を案内。周知を依頼。
事 務 局	◇令和7年度の農作業標準労賃等の会議資料の提供。
	・農作業における一時間当たりの労賃、また農業機械作業における10アール当たりの日額標準料金について、その目安となる額を案内。関係資料を提示し、確認を依頼。
事 務 局	②会長又は会長代理不在時の農業委員会の体制について
	前回総会で唐木義秋委員より提案のあった、会長等不在時における農業委員会の体制づくりについて、事務局案を提示。協議を依頼。
議 長	・補足説明をする。
唐木義秋委員	年齢や勤続年数ではない順位決めが妥当かと思います。

事務局長	元々、部会自体に順位や優劣があるものではありませんので、年齢と勤続年数を考慮に入れた順位付けを行いました。そのため、今回はこのような順序になりましたが、今後は、改選があった場合など、どなたが部会長や副部会長になられましても、この順序を定番化させていくという形で考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし) ・協議の結果、今後、職務代理者不在の場合、農業振興部会長、農政部会長の順で職務を代理することです承。
事務局議長	③当面の日程について ・当面の日程について説明。 ・補足説明をする。 ・関係する日程について、各自での十分な確認を依頼。
事務局	④その他 ◇3月8日(土)の農地相談会の予約者について ・3月5日(水)現在での予約者が13名となっている旨を報告。
事務局	◇「ファーマーズの集い」出席報告 ・当日の詳細について、資料を示して報告。
酒井文代委員	◇3月2日(日)田畑地区における野焼きからの火災報告について ・田畑地区で発生した当該日の火災について、当日の様子等を報告。 ・乾燥した季節、風の吹く時間での野焼きについては、これまで以上に意識するべきであると注意喚起。
議長	・補足説明をする。 ※以下、委員からの意見纏め。 ■村全体で日程を決め、消防体制を整えた形で野焼きを実施するという検討が必要ではないか(農業委員会として行政に提言を) ■野焼きをする場合には、午前中に終わらせることを呼び掛けている。また、役場や消防署への連絡が必要だが、守らない人もいることが課題。 ■岩手やアメリカでも山林火災の大きな被害がでている。乾燥注意報も出され、風も吹く中での野焼きが危険な行為であることは理解できるはず。野焼きをすること自体を我慢するべき。 ■野焼きをする前に、草刈りを徹底しなければならない。注意や指導しても聞く耳を持たない人もいて、その点も課題になっている。 ■農地を適正に管理できない耕作者には農地を貸さない、などの措置も必要ではないか。
議長	耕作者への指導、要望を伝えることは難しく、工夫や誠意も必要ですが、やはり、適正に管理を行い、きちんと農地を活用していただける耕作者でなければ土地を貸すことはできないという姿勢を見せることも、今後は考

議 長 伊藤会長代理	えていかなければいけないかもしれません。 以上で議長の職を解かせていただきます。 閉会 以上を持ちまして、第 21 回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 (午後 5 時 05 分 終了) 以上、第 21 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。 令和 7 年 4 月 4 日 議 長 庄澤喜廣 議事録署名委員 堀 敬一 議事録署名委員 城田忠志
--------------------------	---